

日本型自然共生システムの提示（その4）



古くから住民の入会により共同管理される阿蘇の草原



漁業者による資源の共同管理



日本の国立公園は、国民の財産であるとともに、地域の重要な観光資源でもある。

我が国には、地域の資源利用者が共同で自然資源の管理を行う伝統的な社会システムが存在。現在でも入会権、漁業権等が、民法上の権利として認められている。

伝統的な自然資源管理に加え、国家的観点からの自然環境の保全等を行う手段として、国が土地を専有せずに区域を定めて指定し、多様な主体の協働により保護を図る国立公園等のシステムを整備してきた。

日本型国立公園とアメリカ型国立公園

古くから伝統的な自然資源管理が行われてきた日本では地域指定制の国立公園制度を発達させてきた。一方、アメリカ等では、区域内に集落地の存在を前提とせず、国が土地を専有する国立公園制度を導入している。アジア諸国では、原生自然から里地里山に至るまで多様で美しい自然環境を有し、地域と共存する日本型国立公園制度への関心が高まりつつある

日本型自然共生システムの提示（その5）



人工林



海岸林



針広混交林



貴重な森林生態系(知床保護林)

我が国は、1億の人口がある先進国でありながら国土の3分の2が森林で覆われる世界有数の緑豊かな森林国。長い年月をかけて森林を整備・保全し、その多様な恵みを暮らしの中に活かしている。

例えば、海岸沿いの松林、スギやヒノキ等の人工林、多様な樹種で構成される針広混交林、知床等の原生的で貴重な天然林のように、ニーズに応じて多様な森林が整備・保全されている。

日本では、国や自治体、所有者、そして地域住民等が、森林計画や保安林等の制度のもと、緑の社会資本の整備や林業、環境教育など多様な形で森林に関わることにより、多様な森林を維持していく社会システムが形成されている。

生物多様性条約に基づく次期世界目標の設定に向けた対応 (その1)

生物多様性条約

経緯

- ・1992年 ...地球サミットで採択、翌年日本が締結
- ・(2007年4月 現在、190か国(EUを含む。米国は未締結。)

目的

生物多様性の保全、 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、
遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

2010年目標

- ・「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させること」
- ・COP6(2002年、ハーグ)にて採択。

今後のスケジュール

- ・2007年:第3次生物多様性国家戦略策定
- ・2008年:G8サミット(日本)
- ・2010年:生物多様性条約COP10の日本開催、国連「国際生物多様性年」

生物多様性条約に基づく次期世界目標の設定に向けた対応 (その2)

地球規模生物多様性概況第2版 (GBO2)

◆生物多様性条約事務局が条約の実施状況を把握 (2006年3月に公表)

◆15の指標により生物多様性の状況を評価。12の指標で悪化傾向

<分野：フォーカルエリア>	GBO2で評価を行った指標	評価結果
<多様性の構成要素の状況と傾向>	特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移	悪化
	特定の種の個体数及び分布の推移	悪化
	保護地域の指定範囲	改善
	絶滅のおそれのある種の指定の変更	悪化
<持続可能な利用>	主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移	悪化
	持続可能な森林、農地生態系等の面積	悪化
<生物多様性への脅威>	生態系フットプリント及び関連する概念	悪化
	窒素の集積	悪化
<生態系の健全性と生態系による財、サービスの提供など>	外来生物の傾向	悪化
	海洋食物連鎖指数	悪化
	生態系の連続性と分断性	悪化
<伝統的知識、革新、慣行などの状況>	水域生態系の水質	悪化 / 改善
	固有の言語の多様性の状況と言葉を話す人の数	悪化
<利益へのアクセス及び配分の状況>	開発中	不明
<資源の移転の状況>	条約の支援のために提供されたODAの額	悪化